

令和7年度 三方原用水二期農業水利事業
施設管理マニュアル検討業務

特 別 仕 様 書

【当初】

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和7年度 三方原用水二期農業水利事業 施設管理マニュアル検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営三方原用水二期土地改良事業により造成された調整池等の施設管理マニュアルを作成するものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする場所は、静岡県浜松市内で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 本業務は見積もりによる歩掛であることから、その妥当性を検証するため、業務完了までに実態調査を行い、調査結果を監督職員に報告するものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学

	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-8条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(設計対象施設)

第2-1条 施設管理マニュアル作成の対象施設は、次のとおりである。

- (1) 調整池は、既存施設の都田調整池と国営三方原用水二期土地改良事業により造成された都田第2調整池、三幸調整池、西山調整池、不動平調整池及び中川調整池の6箇所が対象である。
- (2) 余水吐施設は、国営三方原用水二期土地改良事業により改修した長石放水路余水吐、8号分木工余水吐、14号分木工余水吐、18号分木工余水吐、20号分木工余水吐及び北部幹線1号余水吐施設の6箇所が対象である。
- (3) 減圧水槽は、国営三方原用水二期土地改良事業により南部幹線用水路に造成された施設が対象である。
- (4) 引き上げ式ゲートは、国営三方原用水二期土地改良事業により改修した5号分木工、6号分木工、7号分木工、8号分木工、14号分木工及び18号分木工の6箇所が対象である。

(設計条件)

第2-2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 調整池

1) 都田調整池 (既存施設)

形式：逆T形擁壁

容量：19,000m³

水深：3.9m (FWL 78.10m - LWL 74.20m)

7号分木工ゲート：水位自動制御

操作：機側・遠隔操作 (流入・流出)

2) 都田第2調整池

形式：逆T形擁壁

容量：4,800m³

水深：3.9m (FWL 78.10m - LWL 74.20m)

7号分水工ゲート：水位自動制御

操作：機側・遠隔操作（流出）

3) 三幸調整池

形式：逆T形擁壁

容量：8,500m³

水深：2.6m (FWL 72.28m - LWL 69.68m)

三幸調整池流入ゲート：機側・遠隔操作

操作：機側・遠隔操作（流入・流出）

4) 西山調整池

形式：逆T形擁壁

容量：8,400m³

水深：2.1m (FWL 39.48m - LWL 37.38m)

操作：機側・遠隔操作（流入・流出）

5) 不動平調整池

形式：逆T形擁壁

容量：2,200m³

水深：1.24m (FWL 56.18m - LWL 54.94m)

11号分水工ゲート：機側・遠隔操作

操作：機側・遠隔操作（流入・流出）

6) 中川調整池

形式：逆T形擁壁

容量：600m³

水深：0.9m (FWL 50.76m - LWL 49.86m)

操作：機側・遠隔操作（流入・流出）

(2) 余水吐施設

1) 長石放水路余水吐

対象流量：8.675m³/s

2) 8号分水工余水吐

対象流量：7.526m³/s

3) 14号分水工余水吐

対象流量：5.017m³/s

4) 18号分水工余水吐

対象流量：2.693m³/s

5) 20号分水工余水吐

対象流量：2.276m³/s

6) 北部幹線1号余水吐

対象流量：1.414m³/s

(3) 減圧水槽

流出弁操作：機側・遠隔操作

(貸与資料等)

第2-3条 貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
事業計画関係	国営三方原用水二期土地改良事業計画書（農業用排水）	1式
	国営土地改良事業 三方原用水二期地区 全体実施設計書	1式
工事関係	工事関係書類	1式
設計業務等関係	設計業務報告書	1式

(貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-3条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連工事)

第2-5条 本業務と関連する他工事は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の監理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	工 事 名	工事実施期間
1	水管理施設整備工事	令和6年2月19日～令和8年3月9日

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」(該当項目)に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
【設計】		
準備作業	1式	
現地調査	1式	
資料収集・内容の確認	1式	
施設管理マニュアルの作成	1式	
点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 検討作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 本業務で対象としている施設管理マニュアルの作成は、施設管理者が操作、対応するため、設計作業を進めるに当たり、施設管理者との協議・調整を十分にを行い、手戻りが発生しないよう留意しなければならない。
- (2) 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策(農水省WEBサイト)」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
 - ① 設計条件・前提条件
 - ② 業務計画の妥当性
 - ③ スケジュール

- ④ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
- 2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
- (2) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。
- (3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器」という。）は電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPIREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に（URL「https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/par_auth.php」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（施設管理マニュアル構想策定段階）

最終回 施設管理マニュアルの取りまとめ、業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部
2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

（成果物の提出先）

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地5 浜松駅南ビルディング11階
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「設計対象施設」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表 設計】

作業項目	作業内容	作業項目	
		当初	備考
1. 準備作業	業務に必要な作業計画、方法、工程計画等の準備を行う。	○	
2. 現地調査	本業務の実施にあたり、地区内の農業水利施設等について現地調査を行い、施設の位置や整備状況等を把握する。	○	
3. 資料収集・内容の確認	貸与資料のほか、設計に必要な資料の収集を行い、必要な情報を整理しつつ内容の確認を行う。 なお、必要な情報収集とは、関連工事の水管理施設整備工事で整備される内容の確認を行うための情報収集を想定している。	○	
4. 施設管理マニュアルの作成			
4-1. 調整池の施設管理マニュアル作成	既存施設1箇所と新たに造成された5箇所の調整池について、施設の運用及び操作手順を作成する。 なお、施設管理マニュアルの作成にあたっては、関連工事で整備される水管理施設の制御方式を把握し、遠方（遠隔）・機側の二通りの操作手順を作成する。	○	
4-2. 余水吐施設の施設管理マニュアル作成	事業により改修された余水吐施設について、事業計画に基づく災害時の全量放水の計画と本事業で整備したシステム構成との整合がとれているかを確認するとともに、緊急放流等の操作手順を作成する。 なお、放流先の排水路等の排水能力、制約条件を把握したうえで、関連工事で整備される水管理施設の制御方式を把握し、遠方（遠隔）・機側の二通りの操作手順を作成する。	○	
4-3. 減圧水槽の施設管理マニュアル作成	南部幹線用水路に造成された減圧水槽について、施設の運用及び操作手順を作成する。 なお、施設管理マニュアルの作成にあたっては、関連工事で整備される水管理施設の制御方式を把握し、遠方（遠隔）・機側の二通りの操作手順を作成する。	○	
4-4. 引き上げ式ゲートの資料整理及び取りまとめ	事業により改修された引き上げ式ゲートの制御方式を工事資料から整理したうえで、施設管理マニュアルに添付するものとする。	○	
5. 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	